

要望事項（優先順位 4）

通学路の安全確保について

要 旨

一乗寺稲荷町5番地地先（高野修学院山端線・曼殊院道の三叉路）は修学院小学校の通学路ですが、道路が非常に狭く、危険個所となっています。以下の2点が原因と思われます。

- ・ コンクリートの水路蓋が西側にあり、その上を歩く児童と右側通行する児童がおり、児童が道路の両側に分かれて歩いてしまう。
- ・ 合流地点に一旦停止等の表示がなく、曼殊院道を北から南に走る車がかんりのスピードを出して交差点に進入してくる。

そこで、これらの対策として、以下の実施をお願いします。

- (1) 路側帯の設置（範囲については高野修学院山端線のうち、別紙点線部分）
- (2) 曼殊院道南向を、三叉路手前で一旦停止

回 答**（建設局）**

- (1) 路側帯の設置については、道路の幅員が狭いことから困難ですが、前後道路の状況などを踏まえ、今後、設置の可否について、関係機関と協議してまいります。

（教育委員会）

本市では、教育委員会、土木事務所及び警察署等の連携のもと、これまでの取組により得た知見を活かし、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を進めるために策定した「京都市通学路交通安全プログラム」にもとづき、市内通学路の課題箇所について関係機関と連携しながら安全対策の協議を進めておりますが、御要望の通学路につきましても、本プログラムにおいて設置されている通学路安全推進部会（教育委員会、土木事務所、警察署で構成）において、対策検討箇所として認識しております。

現在、御要望のハード面の対策については、本市建設局や京都府警察下鴨警察署など所管部局で検討を行っておりますが、教育委員会といたしましても、学校と相談・協議し、現在の通学路以外の経路で、より安全を確保できる経路の検討など、引き続き、PTAや地域の諸団体、関係機関と連携し、意見もいただきながら検討してまいります。

（下鴨警察署）

- (2) 一時停止規制について

御要望があった交差点の曼殊院道側（南行）について、一時停止規制の必要性を認めます。